

香川県報



第 27 号

平成 17 年

4 月 5 日(火曜日)

目次

告示

香川県土地利用基本計画の一部変更の要旨の公表

（環境・水政策課）

一

●地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託

（経営支援課）

一

漁業法の規定による区画漁業の免許（二件）

（水産課）

二

道路の供用開始（二件）

（道路保全課）

二

都市計画事業の事業計画の変更の認可（二件）

（下水道課）

三

公告

平成十七年度保育士試験の実施

（子育て支援課）

四

土地改良事業の認可

（土地改良課）

四

土地改良事業計画変更の認可

（ ）

（ ）

県営土地改良事業計画の決定

（ ）

（ ）

県営土地改良事業の工事完了

（農村整備課）

（ ）

都市計画の図書の写しの縦覧（二件）

（都市計画課）

（ ）

開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築課）

五

開発行為に関する工事（公共施設）の完了（二件）

（ ）

（ ）

告示

香川県告示第二百四十号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項の規定により香川県土地利用基本計画の計画図を平成十七年三月十五日変更したので、同項において準用する同条第十三項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 計画図の変更

1 変更に係る地域の名称

高松農業地域

宇多津農業地域

塩江森林地域

綾上森林地域

綾南森林地域

2 変更区域

別図のとおり

（「別図」は、省略する。）

二 計画図の閲覧

この告示による変更後の計画図は、香川県環境森林部環境・水政策課及び各市町国土利用計画法所管課に備え置いて閲覧に供する。

香川県告示第二百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十七年四月一日から、次の者に香川県産業交流センターの徴収事務を委託した。

平成十七年四月五日

香川県知事 真鍋 武 紀

住所 高松市福田町一一番地一

名称 穴吹エンタープライズ株式会社

香川県告示第二百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十七年香川県告示第九十八号（以下「告示」といふ。）で公示した区画漁業について、平成十七年四月一日次のとおり免許した。

平成十七年四月五日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 免許番号 別表のとおり

- 二 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 三 存続期間 平成十七年四月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 四 制限又は条件 告示のとおり
- 五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁 業 権 者 所		
		氏名又は名称	住 所	
区第915号	1	西院間漁業協同組合	三豊郡詫間町大字大浜乙417番地 ³	

香川県告示第二百四十三号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十七年香川県告示第百三十二号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成十七年四月一日次のとおり免許した。

- 一 免許番号 別表のとおり 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 二 漁業の種類、名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 三 存続期間 平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 制限又は条件 告示のとおり
- 五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁 業 権 者 所		
		氏名又は名称	住 所	
内区第278号	1	樋口 博	高松市西植田町2932 - 4	
内区第279号	2	加藤 清一	三豊郡豊中町大字下高野2033	
内区第280号	3	新延 照市	三豊郡三野町大字吉津甲2473 - 2	
内区第281号	4	田尾 公一	三豊郡三野町大字大見甲4017 - 1	
内区第282号	5	佐野 徹	三豊郡高瀬町大字下勝間2147 - 1	

香川県告示第二百四十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十七年四月五日 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 土庄内海線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町測崎字大高下甲一四四七番一 地先から 小豆郡土庄町上庄字大高下一〇二三番六地 先まで	九・二 、 二六・〇	二二三	平成十六年 香川県告示 第六百四十 一号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十七年四月五日
 香川県告示第二百四十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十七年四月五日 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 圓形崎小江測崎線（二四五十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町淵崎甲一二五六番八地先から 小豆郡土庄町淵崎甲一五一六番四地先まで	七・三 一四・六	六〇	平成十七年 香川県告示 第七号で変 更した区域

四 供用開始の期日 平成十七年四月五日

香川県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十年香川県告示第二百十五号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

さぬき市

二 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 さぬき流域関連公共下水道（大川西部処理区志度処理分
区）

三 事業施行期間

平成四年二月四日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年香川県告示第二百十五号の事業地に、さぬき市大字志度字田中、字越窓、
字珠橋、字姥ヶ池、字花池尻、字淵田尻、字鳥打谷、字長行池、字稻荷越、字宗林堂、
字牛の背、字大將軍、字入江、字赤馬崎、字堂林、字玉浦、大字末字西内間、字東内
間、大字鴨庄字神明谷、字北野田、字西奥谷、字東泊、字西泊、字室沖及び字北室沖
を追加する。

2 使用の部分 変更なし

香川県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十年香川県告示第二百十六号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

さぬき市

二 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 さぬき流域関連公共下水道（大川西部処理区長尾処理分
区）

三 事業施行期間

平成四年二月四日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年香川県告示第二百十六号の事業地に、さぬき市大字造田是弘字西井手、大
字西山ノ神、字安松、字観音、字市及び大字昭和字下屋を追加する。

2 使用の部分 変更なし

公 告

香川県告示第二百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八の規定により、平成十七年
度保育士試験を次のとおり実施する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

筆記試験 平成十七年八月三日（水曜日）、同月四日（木曜日）

実技試験 平成十七年十月十五日（土曜日）、同月十六日（日曜日）

二 試験場所

高松市田村町一一五六番地 香川県立保育専門学院

三 受験申請書の受付期間

平成十七年五月十六日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)まで

郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。

四 受験申請書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部子育て支援課

五 その他

詳細については、香川県健康福祉部子育て支援課(電話番号〇八七 八三一 三二八四)に問い合わせること。

香川県公告第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十八日認可した。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 五条地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 西甲座地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 構造改善地区

香川県公告第二百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業(基盤整備促進事業)農道整備事業(松山中村地区)計画を変更することについて平成十七年三月十八日認可した。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(北地区))計画を平成十七年三月二十五日定めた。その関係書類を綾南町経済課において平成十七年四月十二日から同年五月二日まで縦覧に供する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十五号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営単独緊急農道整備事業	内海東部地区	平成一六、三、一四

香川県公告第二百二十六号

高松市から高松広域都市計画用途地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十七号

高松市から高松広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市川西町北字土井ノ内五四七、五四八 一、五四九 一及び五五五 一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

観音寺市植田町三五一 五 有限会社庄栄不動産 代表取締役 庄司三千雄

香川県公告第二百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市大屋富町字満ノ尻三二〇〇 一九の一部、三二〇〇 二六の一部、三二〇〇 二七及び三二〇〇 二八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市大屋富町三二〇〇 一三 社会福祉法人 松寿会 理事長 松浦達雄

香川県公告第二百三十号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市川西町北字土井ノ内五四七、五四八 一、五四九 一及び五五五 一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・〇〇メートル、延長三九・〇〇メートル）

丸亀市川西町北字土井ノ内五四七の一部及び五五五 一の一部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長四六・二六メートル）

丸亀市川西町北字土井ノ内五四八 一の一部、五四九 一の一部及び五五五 一の一部

2 排水施設

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長二九・〇〇メートル）

丸亀市川西町北字土井ノ内五四七の一部及び五五五 一の一部

排水管（直径三五〇ミリメートル、延長四六・五八メートル）

丸亀市川西町北字土井ノ内五四八 一の一部、五四九 一の一部及び五五五 一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

観音寺市植田町三五一 五 有限会社庄栄不動産 代表取締役 庄司三千雄

香川県公告第二百三十一号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市大屋富町字満ノ尻三二〇〇 一九の一部、三二〇〇 二六の一部、三二〇〇 二七及び三二〇〇 二八

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員八・〇〇メートル、延長二四・六六メートル）

坂出市大屋富町字満ノ尻三二〇〇 一九の一部及び三二〇〇 二八の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市大屋富町三二〇〇 一三 社会福祉法人 松寿会 理事長 松浦達雄

平成十七年四月五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています